平成２７年（フ）第１２２３号
千葉県市川市北方２丁目９番12号（コーポいづみ103号）
債務者　永井　正美
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２５号
千葉市花見川区幕張町５丁目382番地１
アーベントハイム幕張花見川602号
債務者　山本　景子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２７号
千葉県市原市ちはら台東７丁目４番地８
債務者　上石　　守
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３３号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟1214号
債務者　田岡　　侃
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３９号
千葉県船橋市新高根３丁目15番14号エスペランサ新高根203号
債務者　大嶋　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
千葉県市原市若宮４丁目14番地15
債務者　石澤シズ子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８号
千葉県市原市姉崎959番地１　渡邉荘２号
債務者　佐藤　佳一
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
千葉県市原市姉崎959番地１　渡邉荘２号
債務者　佐藤順子こと　朴　　順子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８号
千葉県鴨川市貝渚3235番地８
債務者　千葉　葉子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第７号
千葉県館山市沼118番地の15　コートハルモニアＢ
債務者　新井真由美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１０号
新潟市中央区近江２丁目16－９　コーポわかば18号、住民票上の住所秋田市河辺北野田高屋字雷谷地39番地33
債務者　工藤　　智
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
新潟市東区新石山４丁目１番地15　ラ・フォーレ新石山101号
債務者　小島　幸栄
1　決定年月日時　平成28年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６号
長野市大字小島231番地２　セフィーラ小島203
債務者　霜田　道子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
岐阜県各務原市蘇原沢上町２丁目24番地２
債務者　吉田　勝彦
1　決定年月日時　平成28年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３号
滋賀県彦根市肥田町986番地１　彦根市営肥田団地３号、住民票上の住所滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬580番地２（205号）
債務者　浅居　丈司
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45－３－409号
債務者　深川龍太郎こと　深川龍太郎
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
兵庫県姫路市山野井町61番地１
債務者　今村　菊由
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部